

富運整第310号  
令和5年10月31日

一般貸切旅客自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局 富山運輸支局長  
( 公 印 省 略 )

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」等の一部改正について

標記の通達について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別添のとおり通知があったので、了知願います。

北信交旅第591号  
北信技保第95号  
北信技整第106号  
令和5年10月12日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長  
(公印省略)  
自動車技術安全部長  
(公印省略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、物流・自動車局安全政策課長、旅客課長及び自動車整備課長より別紙写し（令和5年10月10日付け国自安第88号、国自旅第139号、国自整第130号）のとおり通達があったので、事務処理上、遺漏なく取り計らうようお願いします。

国自安第 88 号  
国自旅第 139 号  
国自整第 130 号  
令和 5 年 10 月 10 日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局 安全政策課長  
旅客課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）  
 ※本文のみ

改 正			現 行		
制 定 平成 14 年 1 月 30 日	国自総第 446 号		制 定 平成 14 年 1 月 30 日	国自総第 446 号	
	国自旅第 161 号			国自旅第 161 号	
	国自整第 149 号			国自整第 149 号	
<u>最終改正 令和 5 年 10 月 10 日</u>	<u>国自安第 88 号</u>		最終改正 令和 5 年 8 月 1 日	国自安第 52 号	
	<u>国自旅第 189 号</u>			国自旅第 122 号	
	<u>国自整第 130 号</u>			国自整第 79 号	
第 7 条の 2 運送引受書の交付			第 7 条の 2 運送引受書の交付		
<u>(8) 運送引受書の写し及び手数料又はこれに類するものを支払った場合にはその額を記載した書類を運送の終了の日から 3 年間保存することを義務付けているが、複数年度にまたがる等継続した契約については、契約終了年月日を起点として 3 年間の保存が必要となることに留意すること。</u>			(新設)		
高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について			高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について		
(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。なお、当該記録については、 <u>書面又は電磁</u>	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。なお、当該記録については、 <u>書面又は電磁的方法による記録のいずれでも差し支えない。</u>	(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。なお、当該記録については <u>書面による記録</u>	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。なお、当該記録については <u>書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うこと</u>

	<u>的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。</u>	
--	---------------------------------	--

第 24 条 点呼等

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第 5 項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間 （一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては 3 年間） 義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の①～③の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業者による電磁的記録の保存には、点呼記録をシステムに入力して即座に自動的に保存されるもののみならず、パソコンの表計算ソフト等で入力したものを改ざんが容易でない方法で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ（スマートフォンやデジタルカメラ含む）で読み取った形式で保存することを含む。いずれの記録においても、改ざんが容易でない形で保存する作業は、点呼を実施した日から 1 週間以内に保存すること。

①～③ （略）

(4) 点呼等の状況の記録（第 6 項及び第 7 項）

「録音及び録画」する機器は、点呼実施者・運転者側双方の音声を確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像が保存されていれば、監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められる。

点呼時の「録音及び録画」データ及び呼気の検査を行っている状況の「写真」データ（以下「動画データ等」という。）について、記録日がデータ表示画面や保存日から判別できない場合（例：事業場の撮影を常時行った場合であつて、画面データに撮影日が入力されていない場合等）には、記録日がいつであるか分かるように

	<u>・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。</u>	<u>ができるものとする。</u>
--	--	-------------------

第 24 条 点呼等

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第 5 項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

①～③ （略）

（新設）

動画データ等と合わせて保存しておくこと。

動画データ等について、事業者内で利用するものの他、国の監査及び旅客自動車運送適正化事業実施機関で実施する巡回指導の際に参照する場合がある。

動画データ等の情報の取扱いについて、あらかじめ従業員に同意を得ておくことが望ましい。また、従業員のプライバシーに配慮するため、動画データ等について、必要に応じてアクセスできる者の制限、パスワードの設定、ウイルス対策等を実施することが望ましい。

録音、録画及び撮影する機器（以下「録画機器等」という。）について、正常に作動しているか確認をすること。録画機器等が故障した場合にあっては、その後数日間録音、録画及び撮影ができない恐れがあることから、それを証するものとして故障日時、故障内容について記録し、90日間電磁的方法で保存すること。また、故障した機器については速やかに修理又は交換を行うこと。

#### 第25条 業務記録

(7) 業務記録の記録・保存については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

#### 第26条 運行記録計による記録

(5) 運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない（一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、電磁的方法による記録・保存のみが認められる）。

(6) 「構造上の理由により電磁的方法による記録が困難な場合」については、例えばボンネットバス等年式が極めて古い車両等が挙げられる。装着が困難である場合にあっては、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領し、その回答について車両を保有しなくなるまで保存すること。

#### 第25条 業務記録

(7) 業務記録の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

#### 第26条 運行記録計による記録

(5) 運行記録計（国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。）による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

(新設)

#### 第 38 条 従業員に対する指導監督

(2) 第 1 項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付されなければならない。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

(16) 指導監督指針第二章 2(1)⑦及び(2)⑦の規定に基づく安全運転の実技に関する指導において、雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてこれらの運行経路又は時間帯においても指導を行う必要がある。

また、安全運転の実技における訓練用自動車のドライブレコーダーの記録並びに運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を 3 年間保存させること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一運転者に対して安全運転の実技に係る指導を 20 時間以上実施した場合にあつては、保存する記録は 20 時間分で足りる。

(23) 第 3 項に基づく特定自動運行保安員に対する指導監督は、関係法令に基づき特定自動運行保安員が遵守すべき事項に関する知識のほか、特定自動運行の安全を確保するために必要な知識を習得させなければならない。また、指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

#### 第 40 条 指導要領及び指導主任者

(3) 指導監督に関する記録（第 3 項）

本項の記録は、第 36 条第 2 項の規定による新たに雇い入れた者に対する旅客サービスに関する指導及び第 39 条の規定による運転者に対する旅客サービスに関する指導監督のいずれについても記録することが必要なものである。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。

#### 第 38 条 従業員に対する指導監督

(2) 第 1 項に基づく指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導監督に使用した資料の写し等を添付されなければならない。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

(16) 指導監督指針第二章 2(1)⑦及び(2)⑦の規定に基づく安全運転の実技に関する指導において、雪道又は夜間の運行を行う運転者にあつては、必要に応じてこれらの運行経路又は時間帯においても指導を行う必要がある。

また、安全運転の実技における訓練用自動車のドライブレコーダーの記録並びに運行記録計で記録した瞬間速度、運行距離及び運行時間の記録を 3 年間保存させること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。ただし、一運転者に対して安全運転の実技に係る指導を 20 時間以上実施した場合にあつては、保存する記録は 20 時間分で足りる。

(23) 第 3 項に基づく特定自動運行保安員に対する指導監督は、関係法令に基づき特定自動運行保安員が遵守すべき事項に関する知識のほか、特定自動運行の安全を確保するために必要な知識を習得させなければならない。また、指導監督の内容の記録は、具体的に記録するとともに、指導及び監督に使用した資料の写し等を添付するよう指導すること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

#### 第 40 条 指導要領及び指導主任者

(3) 指導監督に関する記録（第 3 項）

本項の記録は、第 36 条第 2 項の規定による新たに雇い入れた者に対する旅客サービスに関する指導及び第 39 条の規定による運転者に対する旅客サービスに関する指導監督のいずれについても記録することが必要なものである。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

附 則（令和 5 年 10 月 10 日付け国自安第 88 号、国自旅第 189 号、国自整第 130 号）

「書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。」とした改正規定については、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。その他の規定については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（新設）



○国土交通省告示第千二十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示を次のように定める。

令和五年十月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示

旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条第一項の告示で定める一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添八十九「運行記録計の技術基準」第Ⅱ編若しくは第Ⅲ編の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第八十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第八十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令  
（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(運送引受書の交付)

第七条の二 (略)

- 2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から三年間保存しなければならない。
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。

(乗車券)

第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を収受したときは、少なくとも次の事項が記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他の人の知覚によつて認識することができる方法を用いる。第二十四条第六項及び第七項並びに第二十六条第一項において同じ。  
( )により記録された一定の様式の乗車券を発行しなければならない。ただし、事業用自動車内において運賃を収受したときは、普通乗車券を発行しないことができる。

一・二 (略)

(点呼等)

第二十四条 (略)

2 3 4 (略)

5 旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間(一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、その内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気

改正前

(運送引受書の交付)

第七条の二 (略)

- 2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から一年間保存しなければならない。
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

(乗車券)

第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を収受したときは、少なくとも次の事項が記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他の人の知覚によつて認識することができる方法を用いる。第二十四条第六項及び第七項並びに第二十六条第一項において同じ。  
( )により記録された一定の様式の乗車券を発行しなければならない。ただし、事業用自動車内において運賃を収受したときは、普通乗車券を発行しないことができる。

一・二 (略)

(点呼等)

第二十四条 (略)

2 3 4 (略)

5 旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条第一項において同じ。）を三年間保存しなければならない。

一〇五 (略)

6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行ったときは、その状況を録音及び録画（電話その他の方法により点呼を行う場合にあつては、録音のみ）して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を九十日間保存しなければならない。

7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、第一項、第二項及び第四項の規定によりアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行っている状況の写真（当該運転者を識別できるものに限る。）を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を九十日間保存しなければならない。ただし、当該状況を前項の規定により録画する場合はこの限りでない。

(業務記録)

第二十五条 (略)

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。

3 (略)

4 旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり業務の交替がない場合に限る。）は、前三項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認めら

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

(業務記録)

第二十五条 (略)

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3 (略)

4 旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車について長期間にわたり業務の交替がない場合に限る。）は、前三項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第四十八条の二第二項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認めら

れる運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては三年間）保存しなければならない。

（運行記録計による記録）

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合（路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車にあつては起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、電磁的方法により記録することができるものとして国土交通大臣が告示で定めるものに限る。ただし、自動車の構造上の理由により当該告示で定める運行記録計を備えることが困難な場合は、この限りでない。）により記録し、かつ、その記録を一年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、その内容を記録した電磁的記録を三年間）保存しなければならない。

2・3 （略）

（運行指示書による指示等）

第二十八条の二 （略）

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運行指示書を運行の終了の日から三年間保存しなければならない。

れる運行記録計（以下「運行記録計」という。）により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を一年間（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、事業用自動車ごとに整理して一年間）保存しなければならない。

（運行記録計による記録）

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合（路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車にあつては起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2・3 （略）

（運行指示書による指示等）

第二十八条の二 （略）

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運行指示書を運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

(情報の公表)

第四十一条の十一 国土交通大臣は、次の場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 (削る)
- 三 (略)
- 四 (略)

(運行管理者等の選任)

第四十七条の九 (略)

- 2・3 (略)

4 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十七条の九第三項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第四号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の五第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号

(告示)

第四十一条の十一 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に告示しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 第四十一条の六の規定による届出があつたとき。
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

(運行管理者等の選任)

第四十七条の九 (略)

- 2・3 (略)

4 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十七条の九第三項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第五号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の五第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号

(運行管理者の講習)  
第四十八条の四 (略)

2 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条の四第一項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第四号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の五第四項	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号

(運行管理者の講習)  
第四十八条の四 (略)

2 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条の四第一項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条の十一第四号	第四十一条の六	第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の六
-------------	---------	---------------------------

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第五号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の五第四項	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第四号	第四十一条の六	第四十八条の四第二項において準用する第四十一条の六	第四十一条の六



(運行管理者の資格要件)  
第四十八条の五 (略)

2 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条の五第一項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第四号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の五第二項において準用する第四十一条の五第四項	第四十一条の五第二項において準用する第四十一条の五第二項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の五第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号

(受験資格)  
第四十八条の十二 (略)

2 (略)

3 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定に

(運行管理者の資格要件)  
第四十八条の五 (略)

2 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条の五第一項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第五号	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の五第二項において準用する第四十一条の五第四項	第四十一条の五第二項において準用する第四十一条の五第四項
	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の五第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の十一第四号	第四十一条の六	第四十八条の五第二項において準用する第四十一条の六	第四十一条の六

(受験資格)  
第四十八条の十二 (略)

2 (略)

3 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定に

ついで準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条の十二第二項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第四号	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の十二第二項において準用する第四十一条の五第四項	第四十一条の十二第二項において準用する第四十一条の五第二号
第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の十二第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号

ついで準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十八条の十二第二項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第四十一条の三第二項第二号及び第四十一条の十一第五号	(略)	(略)	(略)
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第四項	第四十八条の十二第二項において準用する第四十一条の五第四項	第四十一条の十二第二項において準用する第四十一条の五第二号
第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十八条の十二第二項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号	第四十一条の二第二項第一号又は第二号

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は令和六年四月一日より施行する。ただし、第一条中旅客自動車運送事業運輸規則第四十一条の十一、第四十七条の九、第四十八条の四、第四十八条の五及び第四十八条の十二の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

### (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 令和六年三月三十一日以前に道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第一項の規定による登録を受けた一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車に係るこの省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条第一項の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。